

## 広告付き自治会回覧板寄附提供事業者募集要項

姫路市では、市政情報伝達の円滑化を図るため、市からの公益的情報を記載した連絡文書等について、自治会での回覧を依頼していますが、自治会内で回覧する場合に利用する「広告付き自治会回覧板」について、市に無償提供していただく事業者を募集します。

### 1 広告媒体の名称

広告付き自治会回覧板（以下、「自治会回覧板」という。）

### 2 広告媒体の仕様

別紙「自治会回覧板仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、自治会回覧板仕様書を必ずお読みください。

### 3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

### 4 応募の条件

応募事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
  - ア 5月25日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「事業者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

### 5 募集期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月5日（金）（当日必着）

## 6 納入場所

別途協議の上、「市指定場所」に配布（約930の町自治会に配布することを前提とする。）

## 7 広告の掲載について

- (1) 寄附提供事業者は寄附提供を行う「自治会回覧板」に市が指定する位置に広告を掲載することができる。
- (2) 寄附提供事業者の判断により、広告を掲載しない「自治会回覧板」の提供も可能とする。

## 8 掲載できない広告

- (1) 姫路市広告事業実施要項第3条に該当するもの。
- (2) 姫路市広告掲載基準第6条に該当するもの。
- (3) 割引券等のクーポン付広告。

## 9 寄附受入の取消

下記に掲げる場合、寄附提供事業者からの寄附受入を取り消すことがある。

- (1) 指定する期日までに「自治会回覧板」を作成できない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき

## 10 回覧板の回収及び代物補償

回覧板作成後、当該広告が「7 掲載できない広告」に該当することとなった場合や、寄附提供事業者が作成した記事の内容が不適切であることが判明した場合は、冊子の回収及び代替の「自治会回覧板」の制作等を寄附提供事業者の負担で行っていただく場合があります。

### 1.1 寄附提供事業者の責務

- (1) 寄附提供事業者は、広告の内容や品質、寄附提供事業者が作成する記事等、「自治会回覧板」寄附提供に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告内容及び記事の内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、寄附提供事業者の責任及び負担において解決するものとします。

### 1.2 申込方法

- (1) 寄附申込書に必要事項を記入し、自治会回覧板の見本及び提案書（様式自由）を添付し、郵送又は持参してください。
- (2) 提案書には、事業計画（事業の組織体制、広告掲載者の募集方法、業務スケジュール、収支計画等）、会社概要、業務実績（他都市での提供実績、類似業務等）等を記載してください。

【提出先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市市民局市民参画部市民活動推進課（市役所本庁舎4階）

※ なお、持参による提出の場合、開庁時間内にお越してください。（月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時00分から午後4時59分まで）

1.3 決定方法

市で自治会回覧板の仕様、提案内容等を審査し、最も優秀な事業者を候補者として一者決定します。

1.4 決定後の手続き

- (1) 決定結果は、全ての申込者に通知します。
- (2) 候補者として決定された者（寄附提供事業者）は、速やかに所管する部署の担当者と協議を行い、確認書を取り交わすものとします。
- (3) 自治会回覧板の広告内容等について市の承認を得た後、指定する期日までに自治会回覧板を作成し、納入してください。

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 市民局 市民参画部 市民活動推進課

電話：079-221-2099

FAX：079-221-2758

e-mail：chiikizukuri@city.himeji.lg.jp